



平成 29 年 5 月 19 日

各 位

会社名 東京鐵鋼株式会社
代表者 代表取締役社長 吉原 每文
(コード番号：5445 東証第一部)
問合せ先 取締役上席執行役員 柴田 隆夫
(TEL 03-5276-9700)

単元株式数の変更、株式併合および定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、単元株式数の変更および定款の一部変更について決議するとともに、平成 29 年 6 月 29 日開催予定の第 89 回定時株主総会（以下、「本株主総会」といいます。）に株式併合に関する議案を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 単元株式数の変更

(1) 変更の理由

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。

(2) 変更の内容

単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

(3) 変更予定日

平成 29 年 10 月 1 日

(4) 変更の条件

本件に係る定款一部変更は、会社法の規定に基づき、取締役会決議によって行うものですが、この定款一部変更は、下記 2. に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件といたします。

2. 株式併合

(1) 併合の目的

上記1. 単元株式数の変更に記載のとおり、当社株式の単元株式数を1,000株から100株に変更するとともに、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5万円以上50万円未満）にすることを目的として、当社株式について、5株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことといたしました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の1億4千万株から2千8百万株に変更することといたします。

(2) 併合の内容

- ①併合の株式の種類 普通株式
- ②併合の方法・割合 平成29年10月1日をもって、平成29年9月30日（実質上9月29日）の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式5株につき1株の割合で併合いたします。
- ③併合後の発行可能株式総数 28,000,000株（併合前 140,000,000株）
- ④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成29年3月31日現在）	46,826,528株
併合により減少する株式数	37,461,223株
併合後の発行済株式総数	9,365,305株

（注）「併合により減少する株式数」および「併合後の発行済株式総数」は、併合前の発行済株式総数および株式の併合割合から算出した理論値であります。

(3) 併合により減少する株主数

平成29年3月31日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりであります。

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
総株主数	4,035名（100.00%）	46,826,528株（100.00%）
5株未満	177名（4.39%）	204株（0.00%）
5株以上	3,858名（95.61%）	46,826,324株（100.00%）

（注）上記株主構成を前提として併合を行った場合、5株未満の株式のみ所有の株主様177名（所有株式数の合計204株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

(4) 1株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき当社が一括して処分し、その処分代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

(5) 併合の条件

本株主総会において、本株式併合に関する議案が原案どおり承認可決されることを条件といたします。

3. 定款の一部変更

当社の定款は、上記2.に記載の株式併合に関する議案が本株主総会において原案どおり承認可決されることを条件に、平成29年10月1日をもって、以下のとおり変更されます。

(下線部は変更部分を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億4千万株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2千8百万株</u> とする。
(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	(単元株式数) 第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

4. 日程

平成29年 5月19日	取締役会決議日
平成29年 6月29日(予定)	定時株主総会開催日
平成29年 9月26日(予定)	1,000株単位での売買最終日
平成29年 9月27日(予定)	100株単位での売買開始日
平成29年10月 1日(予定)	単元株式数の変更、 株式併合および 定款の一部変更の効力発生日

(注) 上記のとおり、単元株式数の変更、株式併合、定款の一部変更の効力発生日は、平成29年10月1日(予定)ですが、株式売買後の振替手続きの関係上、東京証券取引所における売買単位が、1,000株から100株に変更される日は平成29年9月27日(予定)であります。

以 上

(ご参考) 単元株式数の変更および株式併合に関する Q & A

Q 1. 単元株式数の変更、株式併合とはどのようなことですか。

単元株式数の変更とは、株主総会における議決権の単位および証券取引所において売買の単位となる株式数を変更するものです。今回当社では、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

また、株式併合とは、複数の株式を併せて、それより少数の株式にすることです。今回当社では、5 株を 1 株に併合いたします。

Q 2. 単元株式数の変更、株式併合の目的は何ですか。

全国証券取引所は「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成 30 年 10 月 1 日までに、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。当社は、東京証券取引所に上場する企業として、この趣旨を尊重し、当社株式の売買単位（単元株式数）を現在の 1,000 株から 100 株に変更することといたしました。併せて、当社株式について、中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を証券取引所が望ましいとしている水準（5 万円以上 50 万円未満）にするため、株式併合を行うことといたしました。

Q 3. 株主の所有株式数や議決権はどうなりますか。

株主様の株式併合後のご所有株式数は、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録されたご所有株式数に 5 分の 1 を乗じた数（1 に満たない端数がある場合はこれを切り捨てます）となります。また、議決権数は併合後のご所有株式数 100 株につき 1 個となります。

具体的には、単元株式数の変更および株式併合の効力発生日（平成 29 年 10 月 1 日（予定））前後で、ご所有株式数および議決権数は次のとおりとなります。

	効力発生前		効力発生後		
	ご所有株式数	議決権数	ご所有株式数	議決権数	端数株式
例①	5,000 株	5 個	1,000 株	10 個	なし
例②	1,234 株	1 個	246 株	2 個	0.8 株
例③	1,000 株	1 個	200 株	2 個	なし
例④	567 株	なし	113 株	1 個	0.4 株
例⑤	123 株	なし	24 株	なし	0.6 株
例⑥	4 株	なし	なし	なし	0.8 株

- ・例①に該当する株主様は、特段のお手続きはございません。
- ・例②、例④、例⑤に発生する単元未満株式（例②は46株、例④は13株、例⑤は24株）につきましては、ご希望により、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度がご利用できます。
- ・例②、例④、例⑤、例⑥に発生する端数株式の取扱いにつきましては後記Q4をご参照ください。
- ・効力発生前のご所有株式数が5株未満（例⑥）の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。
 なお、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q4. 併合後の1株に満たない端数株式の取扱いを教えてください。

すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金を端数株式が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。当社よりお支払する金額およびお手続きについては、平成29年12月上旬にご案内することを予定しております。

Q5. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、資産価値への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の前後で会社の資産や資本の状況は変わりませんので、株式1株あたりの資産価値は5倍になります。したがって、株式市況の変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様のご所有の当社株式の資産価値に影響が生じることはありません。なお、株式併合後の株価につきましても、理論上は株式併合前の5倍となります。

Q6. 株式併合によって所有株式数が減少しますが、受け取る配当金への影響はありますか。

株式併合により株主様のご所有株式数は5分の1となりますが、株式併合の効力発生後には、併合割合を勘案して1株当たりの配当金を設定させていただく予定ですので、業績変動等他の要因を除けば、株式併合によって株主様の受取配当金の総額に影響が生じることはありません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該株式に係る配当は生じません。

Q 7. 株主は何か手続きが必要ですか。

特段のお手続きの必要はありません。

なお、5株未満の株式は株式併合により端数株式となりますが、この取扱いについては、Q 4に記載のとおりです。効力発生前のご所有株式数が5株未満の株主様は、株主併合によりすべてのご所有株式数が端数株式になり、当社株式の保有機会を失うこととなります。また、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買取り」または「単元未満株式の買増し」制度をご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きについては、お取引の証券会社または当社株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 8. 今後の具体的なスケジュールを教えてください。

次のとおり予定しております。

平成 29 年 6 月 29 日 (予定)	定時株主総会開催日
平成 29 年 9 月 26 日 (予定)	1,000 株単位での売買最終日
平成 29 年 9 月 27 日 (予定)	100 株単位での売買開始日
平成 29 年 10 月 1 日 (予定)	単元株式数の変更、 株式併合および 定款の一部変更の効力発生日
平成 29 年 12 月 上旬 (予定)	端数株式処分代金のお支払い

【お問い合わせ先】

単元株式数の変更、株式の併合、単元未満株式の買増しや買取りその他株式に関する各種お手続きについてのお問い合わせにつきましては、株主様がお取引されている証券会社または下記の当社株主名簿管理人にお問い合わせください。

当社株主名簿管理人

三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目 8 番 4 号

電話：0120-782-031 (フリーダイヤル)

受付時間 9：00～17：00 (土・日・祝祭日を除く)

以 上